

地方議会に未来はあるか？

大山礼子(駒澤大学)

地方議会の未来に立ちはだかる 2つの暗雲

議会不信

なり手不足



本当はますます重要になっている 議会の役割

人口減少社会が到来
グローバル化→地域社会の疲弊



多様な民意の反映
合意形成
地域に根差した政策立案

目前に迫る日本の危機

人口減少・少子高齢化
消滅危機にある農山村地域の自治体
長時間労働と低い労働生産性
老朽化するインフラ
公教育の破綻

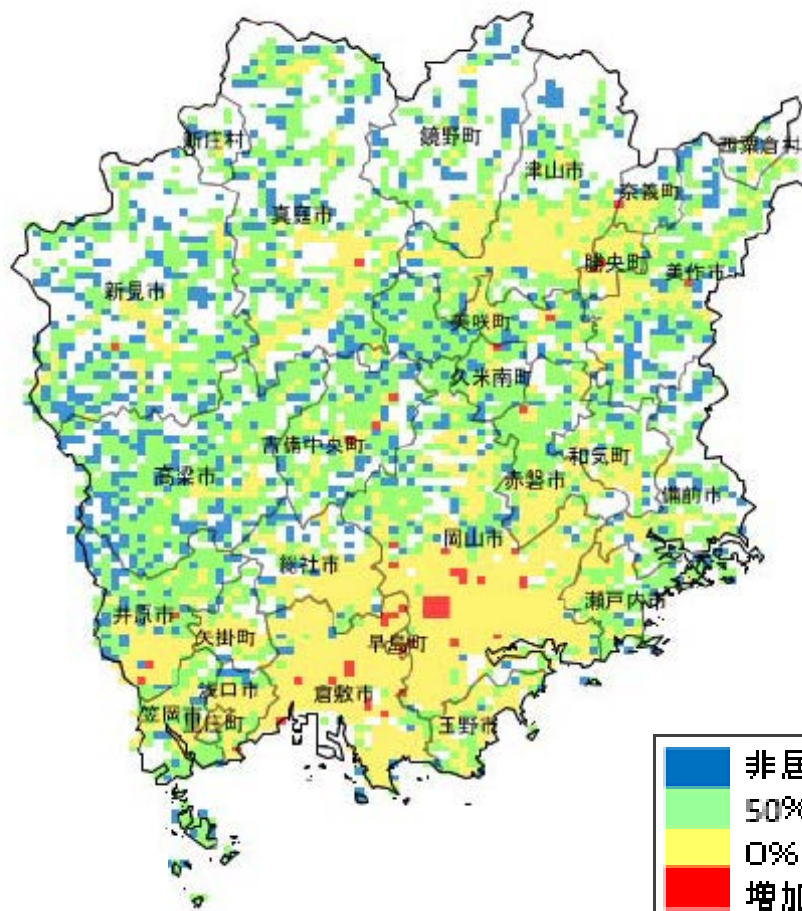
(総務省HP掲載資料より抜粋)

政策の失敗が危機を招いたともいえるが、
早急な対応が必要になっている。

2040年頃までの各行政分野の課題⑱（空間管理・防災）

【集落】 中山間地域では、集落機能の維持が困難になるような低密度化が発生するおそれ。

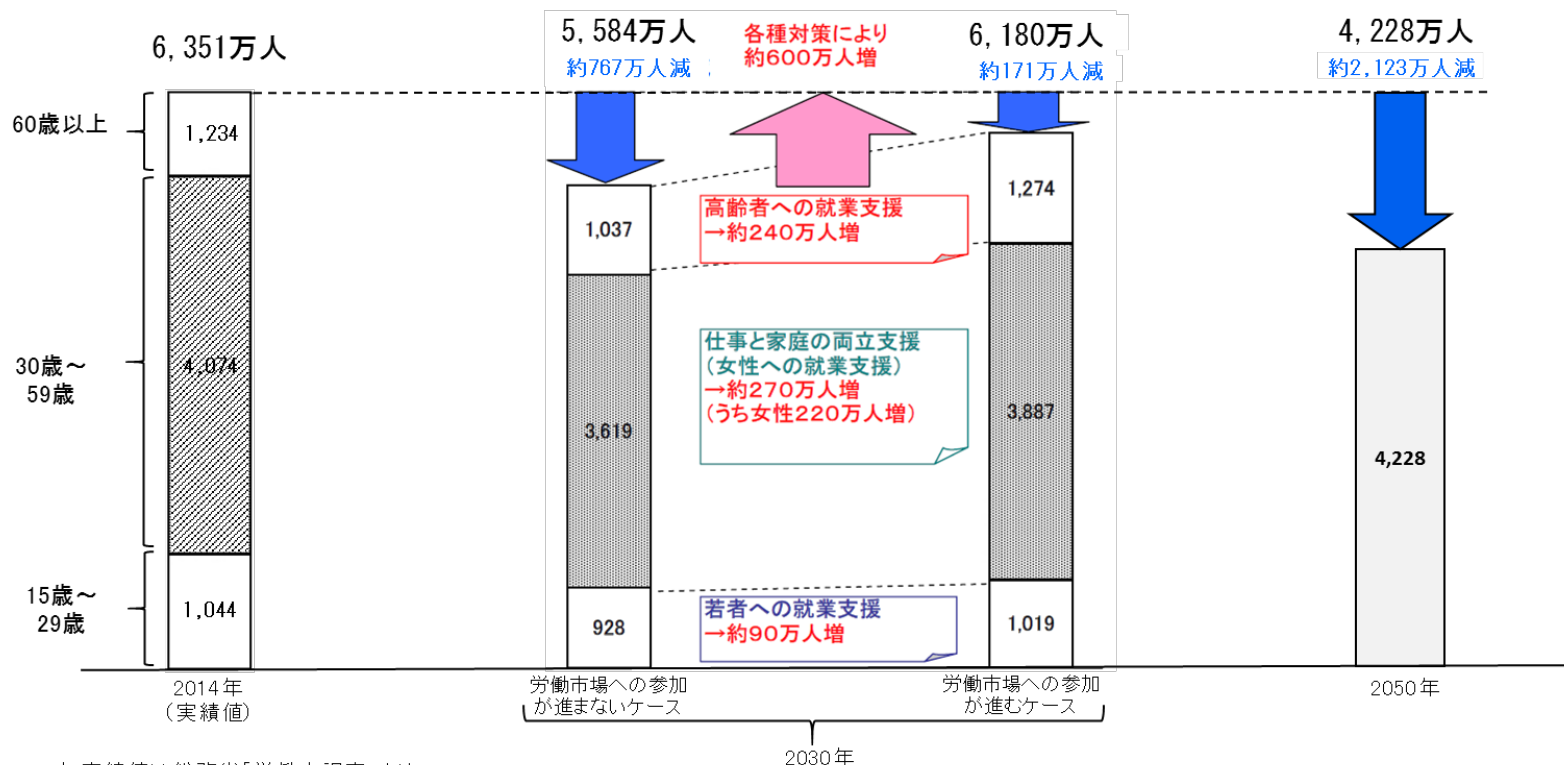
岡山県の人口の増減(2010→2050)



出典：国土交通省「国土のグランドデザイン2050
(平成26年7月4日)」人口関係参考資料

2040年頃までの各行政分野の課題⑱（労働力）

【労働力】 高齢者と女性、若者の労働参加が進まないと労働力不足が顕著に。(2030年に600万人の差)



※ 2014年実績値は総務省「労働力調査」より。

※ 2030年の労働力人口は、(独)労働政策研究・研修機構「2007年度需給推計研究会」における推計結果をもとに、厚生労働省「雇用政策研究会」において検討したもの。

※ 2050年の労働力人口は、2030年以降の性・年齢階級別労働力率が変化しないと仮定して、平成18年将来推計人口(中位推計)に基づき、厚生労働省社会保障担当参事官室において推計。

※ 「労働市場への参加が進まないケース」とは、性・年齢別の労働力率が2006年時点と同じ水準で推移すると仮定したケース。

※ 「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じることにより、若者、女性、高齢者等の労働市場への参入が進むケース。

出典: 内閣官房「一億総活躍国民会議(第2回 H27.11.12)」事務局提出資料、

厚生労働省「平成19年度第7回雇用政策研究会(H19.11.28)」雇用政策研究会報告書(案)付属資料より作成

2040年頃までの各行政分野の課題⑫（インフラ・公共交通）

【インフラ】老朽化したインフラ・公共施設が大幅に増加。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	H24年3月	H34年3月	H44年3月
道路橋 [約40万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約16%	約40%	約65%
トンネル [約1万本 ^{注2)}]	約18%	約31%	約47%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 ^{注3)}]	約24%	約40%	約62%
下水道管きよ [総延長:約44万km ^{注4)}]	約2%	約7%	約23%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約7%	約29%	約56%

注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。

注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)

注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)

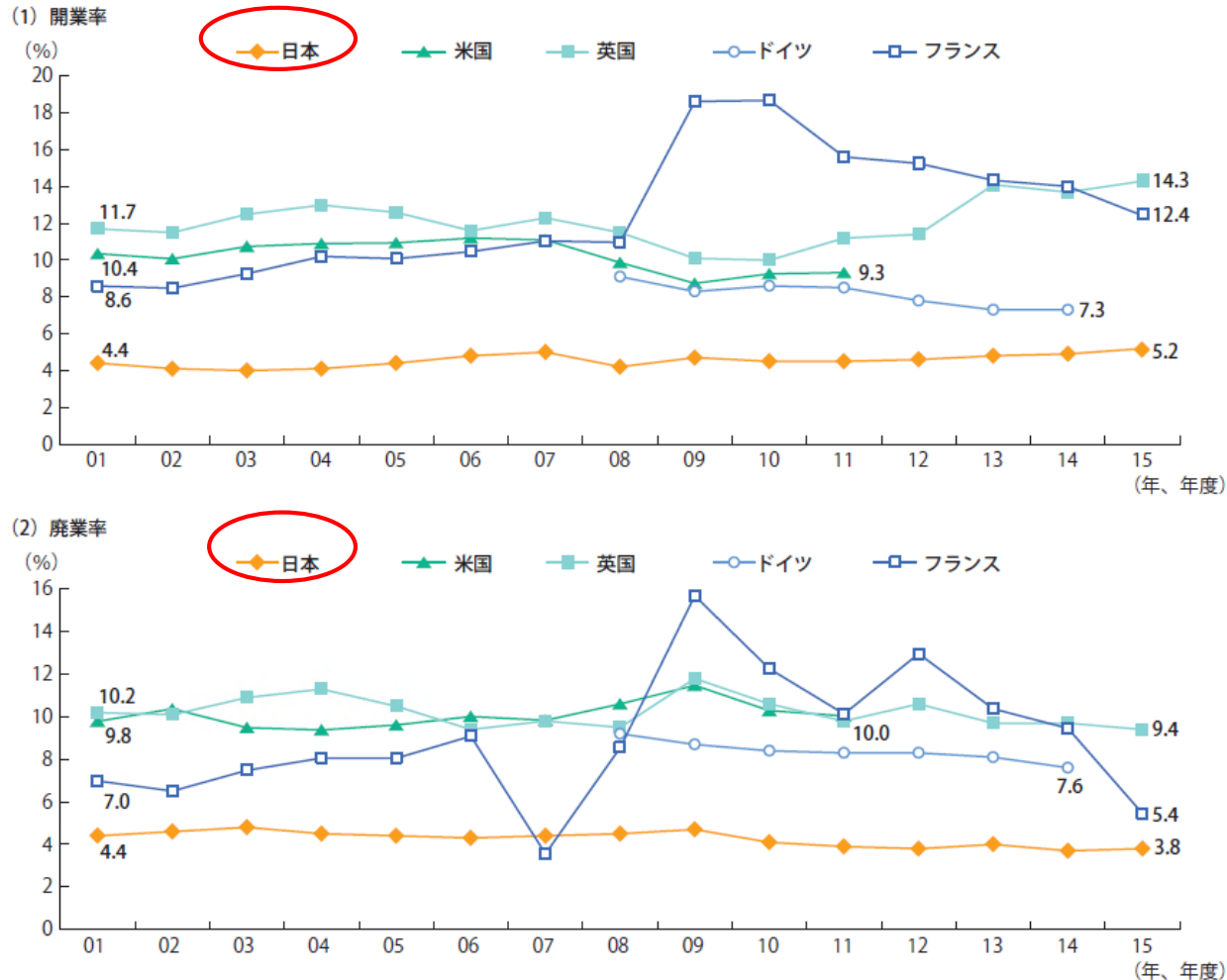
注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

出典: 内閣官房「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議(第1回)(平成25年10月16日)」参考資料より作成

2040年頃までの各行政分野の課題②⑤（産業・テクノロジー）

【産業】 開業率・廃業率が低水準に止まり、産業の新陳代謝が低調。

開廃業率の国際比較



議会に日本の未来を託せるか？

女性の活躍を後押しする環境整備ができるか？
インフラの更新に優先順位をつけられるか？
生産性の低い企業に退場を促せるか？

利益分配ではなく、不利益の分配が必要になるが、議員は個別利益を代表する傾向が強く、議会は現状維持的になりがちという指摘がある。

議会が率先して減量型行政改革に取り組む必要はなく、むしろ、少数者にしわ寄せがいかないようにする役割を果たすべきかもしれない。

しかし、議会は本当に少数者を守れるのか？

住民の合意と納得を得る政策形成ができるか？

住民から信頼されない議会では 期待される役割を果たせない

なぜ、議会は信頼されないのか？

- ① 遠い存在。自分たちの代表とは思えない。
- ② 政策決定に住民の意見が反映されていない。
- ③ 何をやっているのか、見えない。

住民に信頼される「住民代表機関」 になるために必要な条件は何か？

- ① 地方議会は本当に住民（多様な住民、とくに少数者）を代表しているか？
- ② 地方議会は住民の意見を審議に反映させているか？
- ③ 地方議会は住民と情報を共有しているか？

① 議会は住民を代表しているか？

無投票当選

選挙が実施されないのでは「住民代表」とはいえない
しかし、議員の「なり手」がない

低投票率

面白くない選挙？

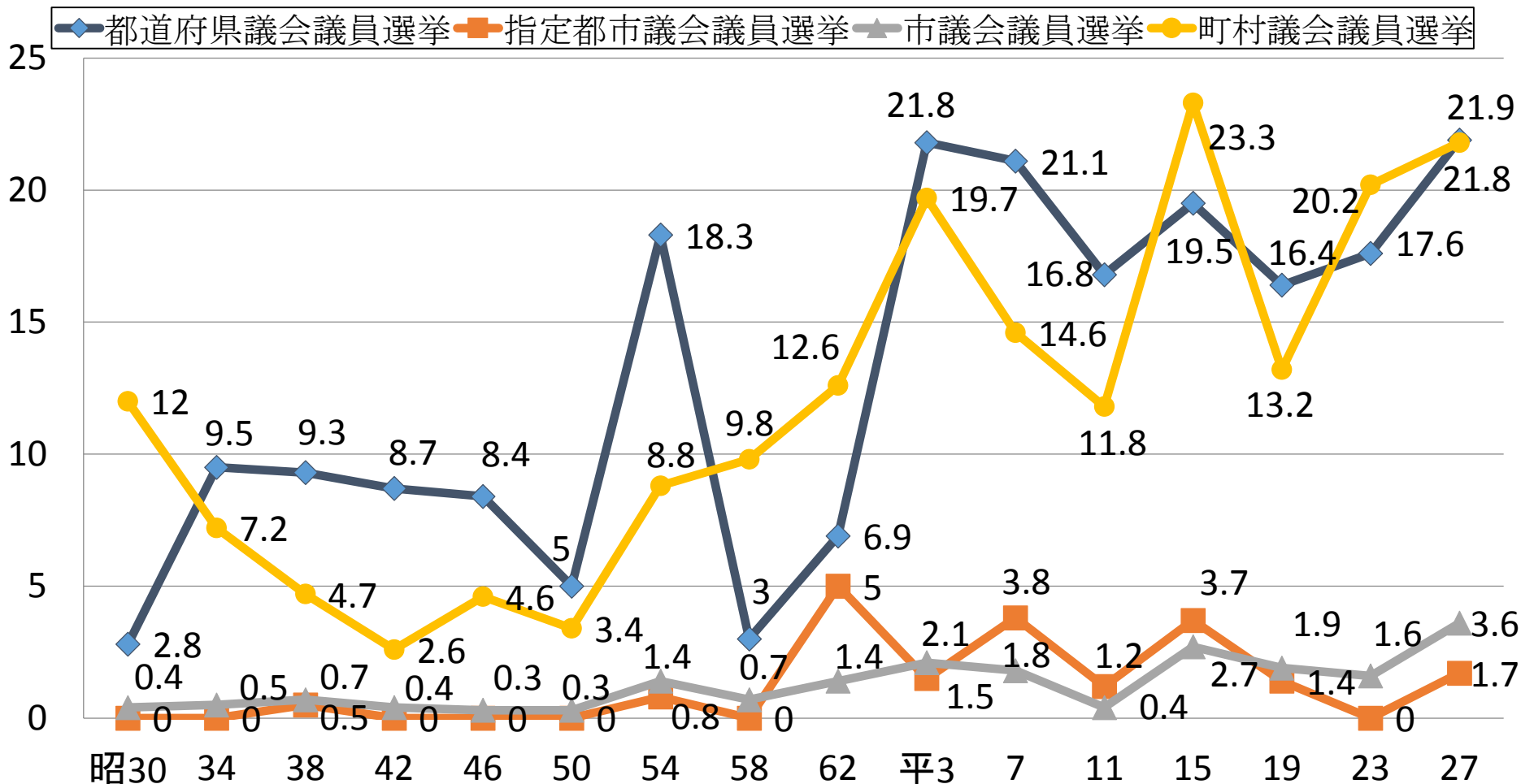
地区代表・業界代表の指定席になりがちな選挙制度
候補者と住民の対話を困難にする過剰な選挙規制

議員の偏り

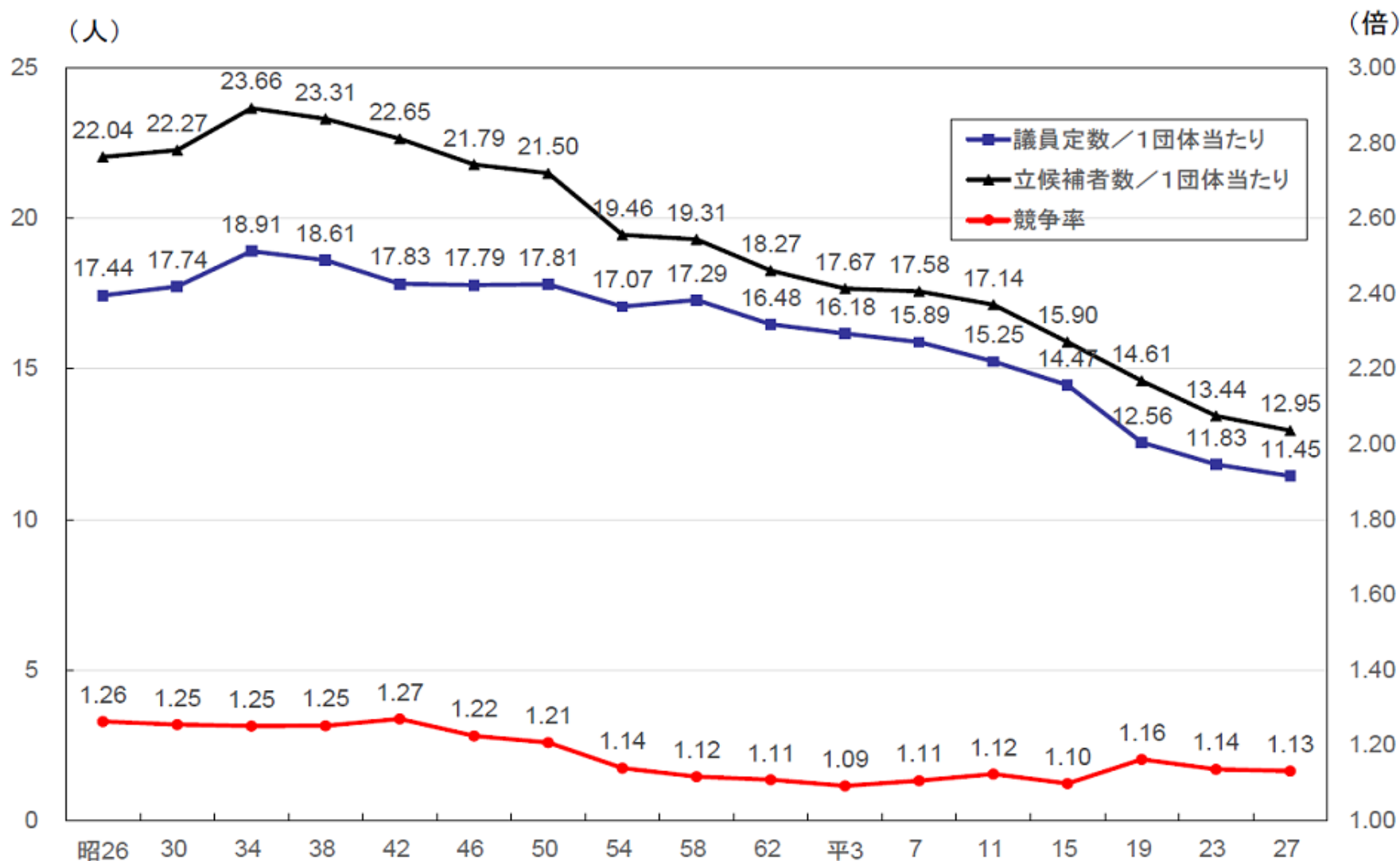
住民から「自分たちの代表」と思ってもらえない最大の理由
議員の偏りが政策の偏りにつながっていないか？
既得権代表の集まりでは、大胆な政策変更は不可能

無投票の増加

なり手不足はとくに小規模町村で深刻(人口1,000以上10,000未満では約27%、1,000未満では約65%が無投票)だが、町村議会だけの問題ではない。定数を削減してもなり手は増えず、無投票や定数1超選挙が増加

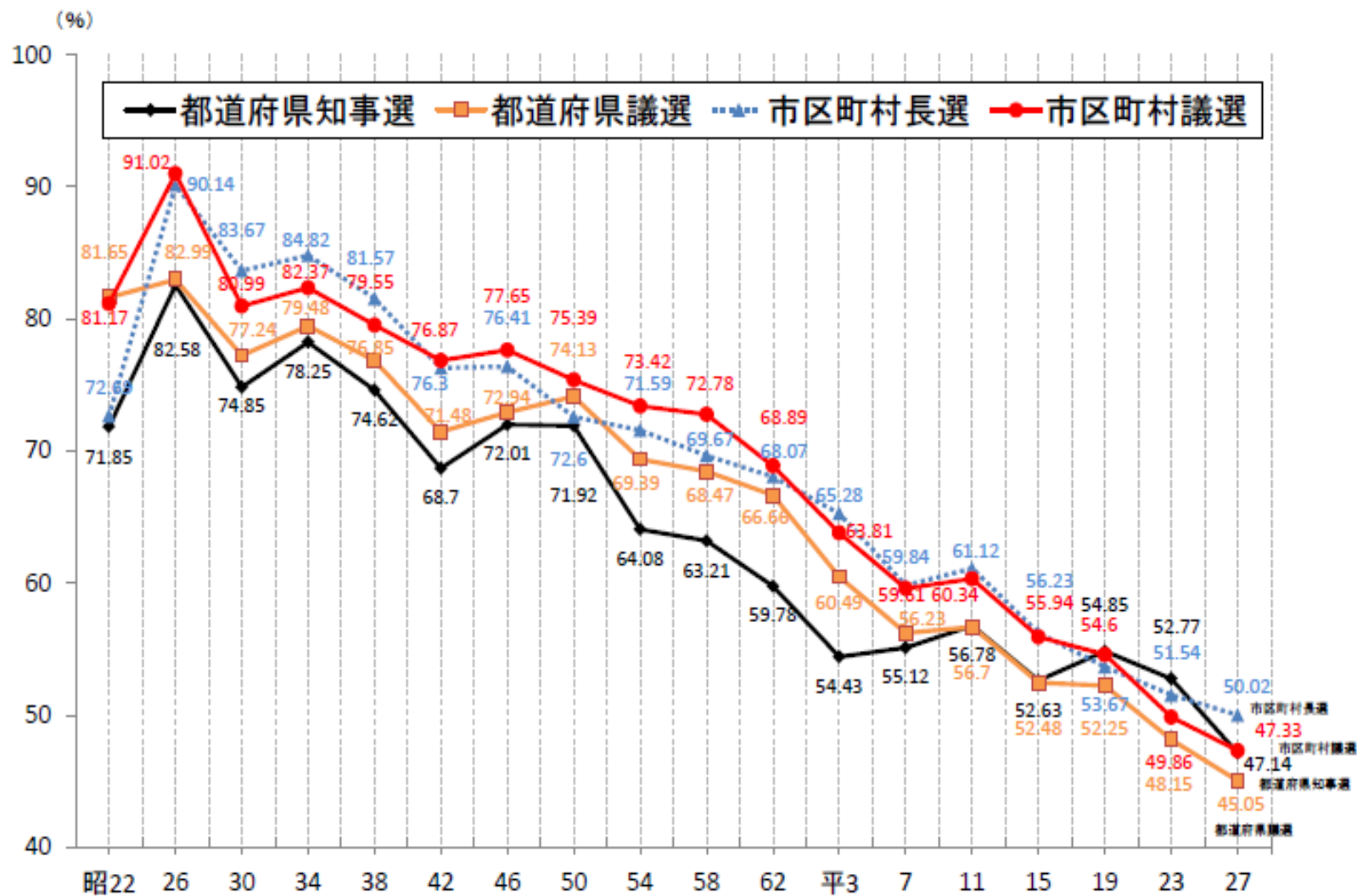


無投票にならなくても、立候補者は減っている



※ 各統一地方選挙における改選団体数が異なるため、議員定数及び立候補者数は、改選団体数で除した数字を集計。

投票率はこんなに下がっている！ 競争のない選挙も一因では？



波紋を呼んだ大胆な地方議会改革案

(「町村議会のあり方に関する研究会報告書」2018)

<集中専門型>

【イメージ図】



(※)議会参画員イメージ

【役割】 条例、予算その他の重要な議決
 【費用弁償】 職務を行う日ごとに費用
 【選任手続等】 くじその他の作為が加

【ポイント】<多数参画型>

【イメージ図】



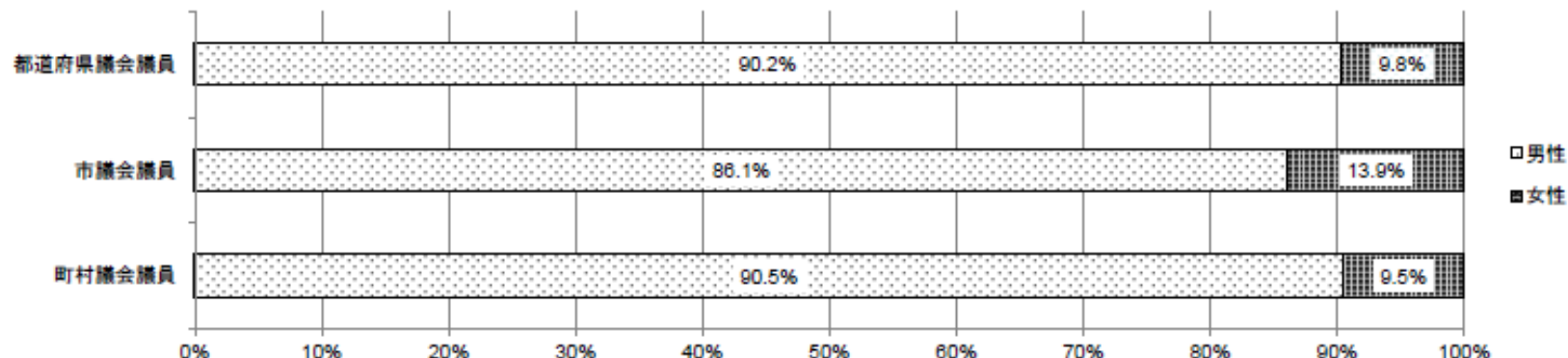
【ポイント】

- ・ 多数の非専門的議員による議会構成とし、夜間・休日を中心とする議会運営を行う。
- ・ 契約の締結などを議決事件から除外することなどによって、議員の仕事量・負担を軽減し、それに見合った副収入的水準の議員報酬を支給する。
- ・ 上記の議決事件の除外とあわせ、議員の請負禁止を緩和するとともに、他の地方公共団体の常勤の職員との兼職を可能とする。
- ・ 勤労者の立候補及び議員活動に係る休暇の取得等を理由とした使用者による不利益取扱いを禁止する。
- ・ 各市町村の集落や小学校区を単位とした選挙区を設けて選出する。

しかし、抜本的な改革の前に、
やるべきこと、できることがあるのでは？

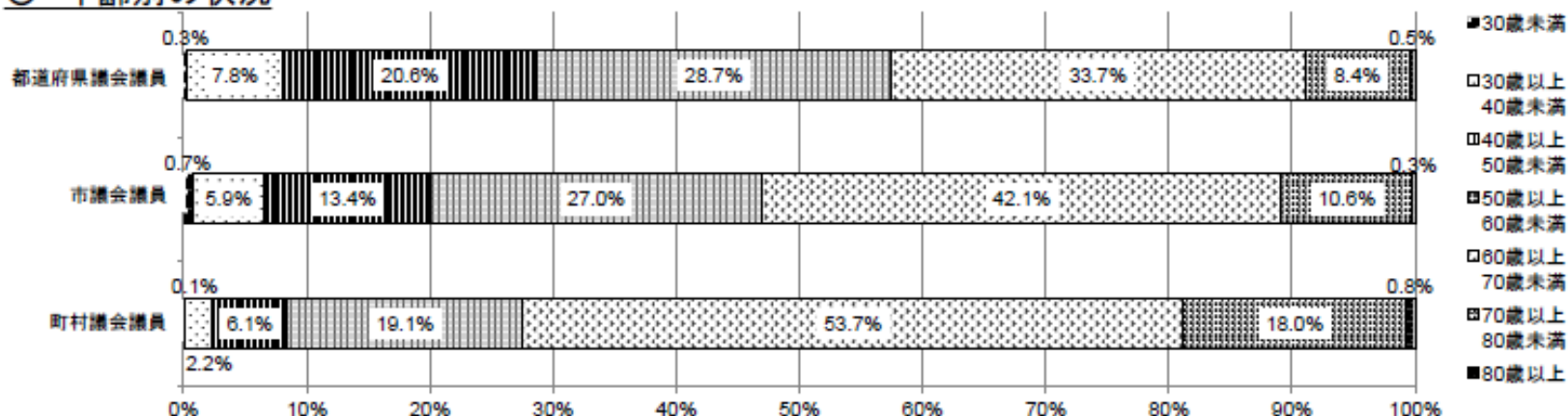
住民の多様性を反映しているとはいえない 地方議員の現状 (平成27年現在)

○ 男女の比率

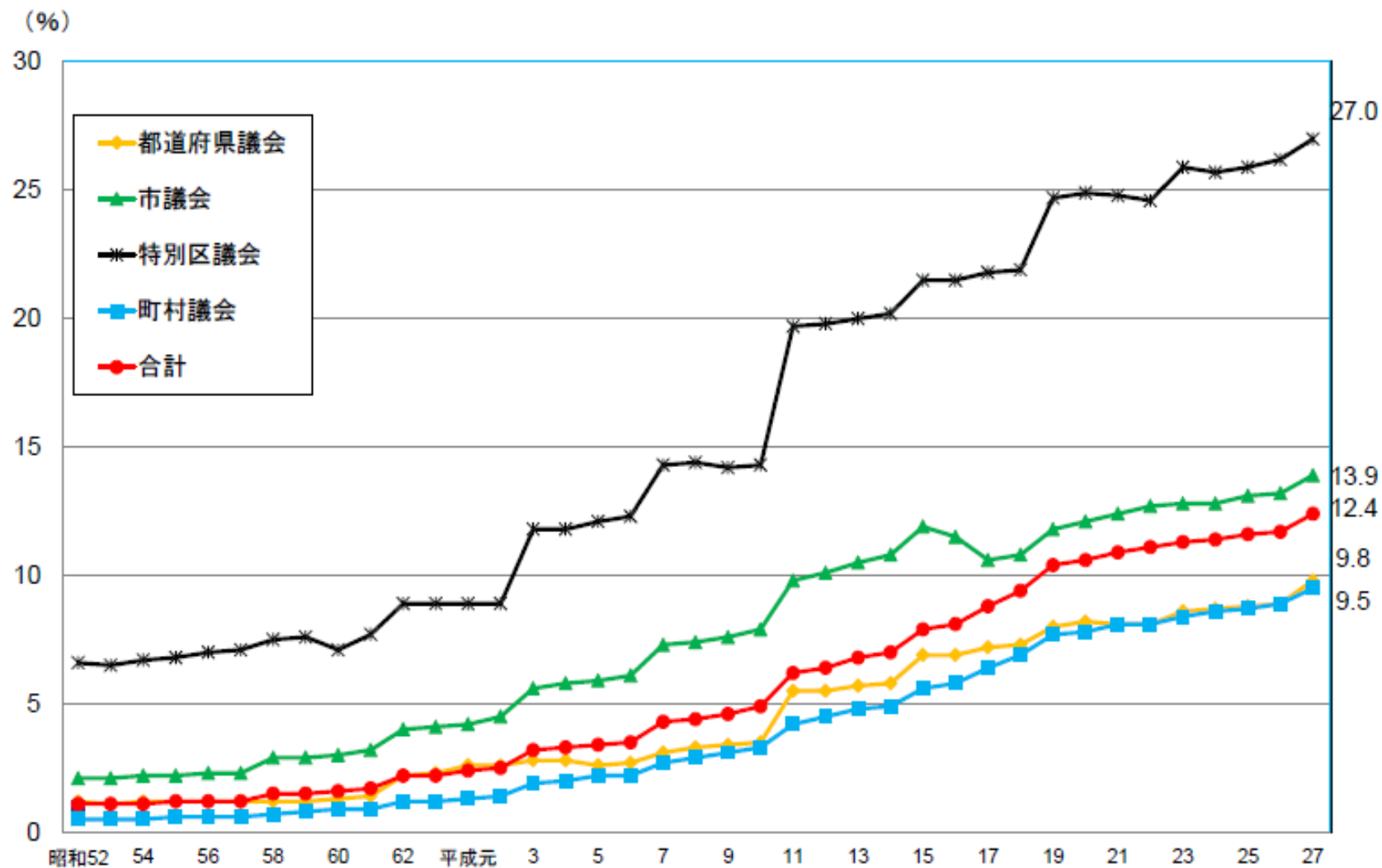


出典:総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員額」(平成27年12月31日現在)

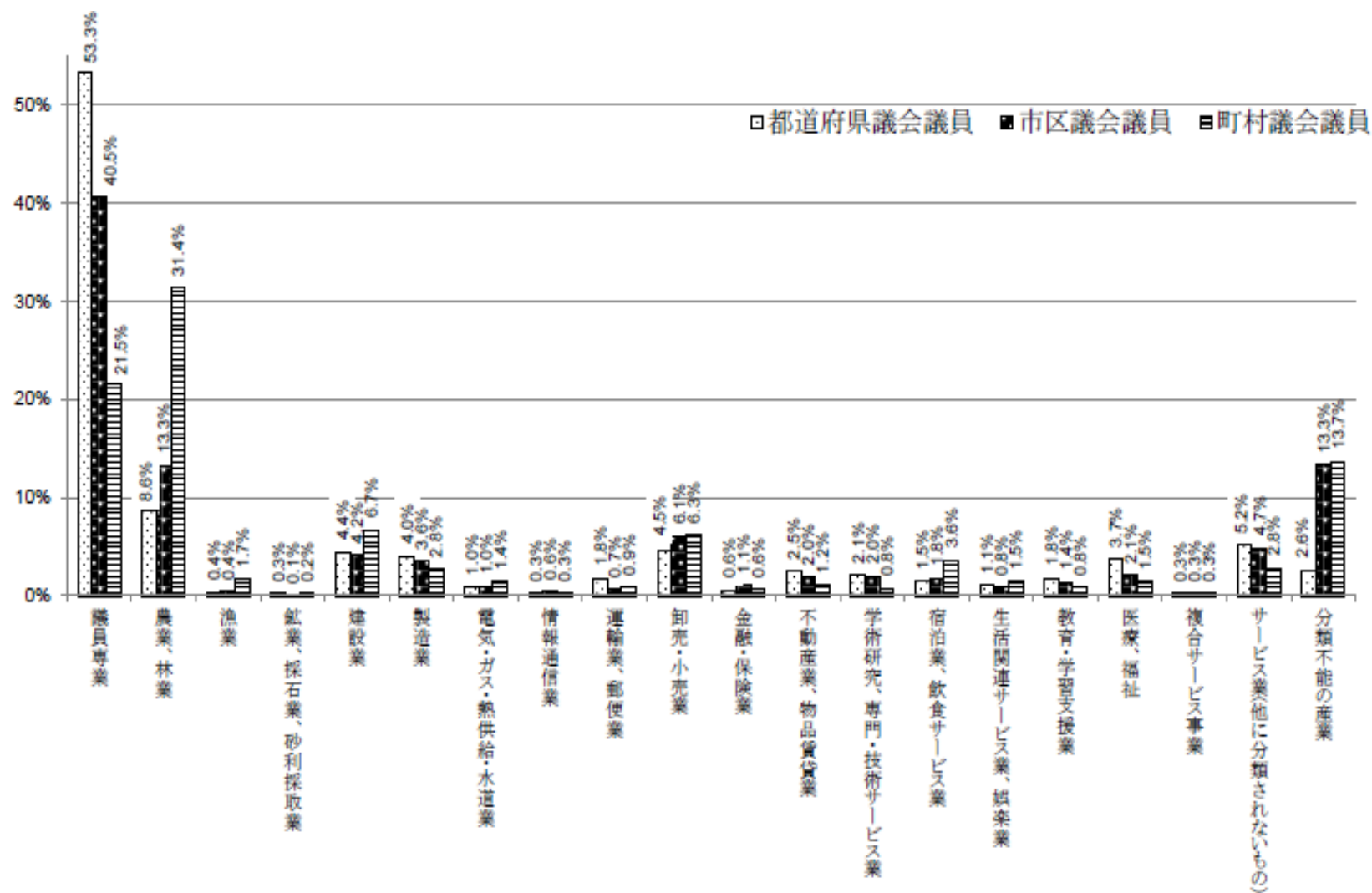
○ 年齢別の状況



なかなか増えない女性議員



職業分布にも偏りがある



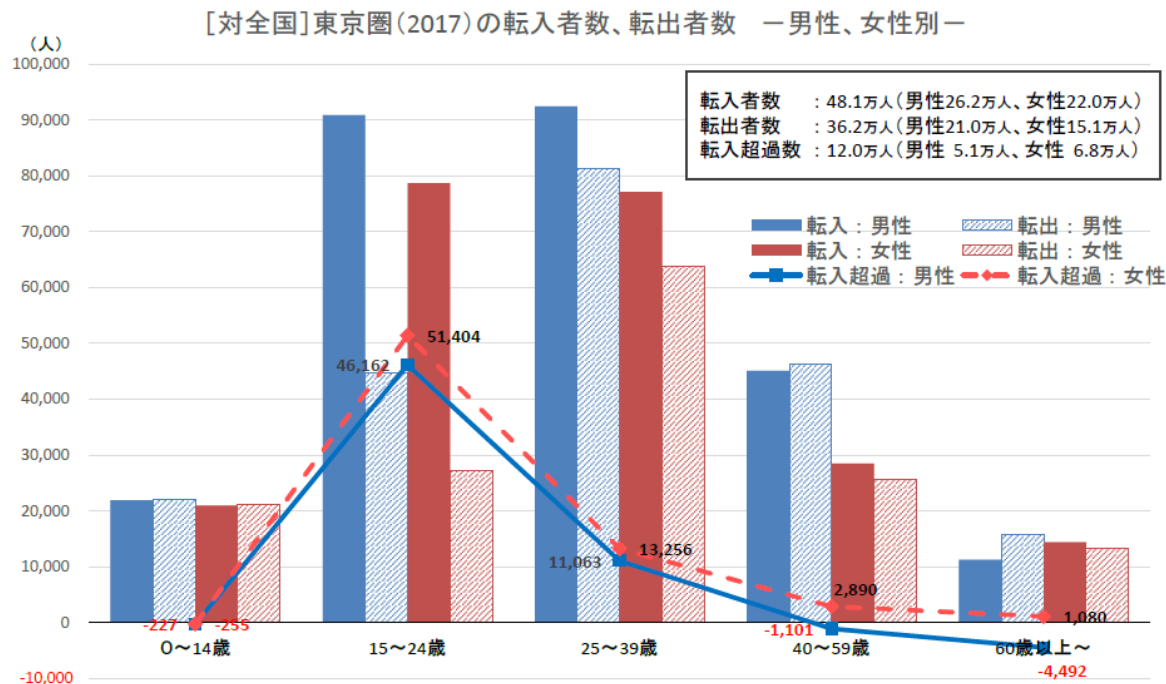
議員の多様性が低い議会ほど なり手不足が深刻化

人口段階	H27統一地方選挙結果			議員定数	女性議員 割合(%)	専門議員 割合(%)	議員報酬 (円)	平均年齢 (歳)
	執行団体数	投票率(%)	無投票当選団体数 (執行団体数に占める割合(%))					
1,000未満	17	91.39	11 (64.71)	7.07	2.86	9.53	152,510	62.23
1,000以上10,000未満	216	79.29	59 (27.31)	10.43	7.56	17.71	194,229	63.59
10,000以上30,000未満	140	65.22	24 (17.14)	14.54	10.14	24.20	246,898	62.66
30,000以上100,000未満	170	55.20	9 (5.29)	19.64	13.17	33.34	355,851	60.57
100,000以上(指定都市除く。)	145	45.49	0 (0)	30.30	17.39	52.00	512,973	56.99
指定都市	—	—	—	59.30	17.25	61.12	773,650	54.91

女性議員が少ない地域からは若い女性がいなくなる？

東京圏の転入者数、転出者数の状況（2017）

- 性別にみると、15歳以上の転入超過数は、女性が男性を上回っており、特に若い女性が東京圏へ集まっている。
- 15～59歳では、女性は転入、転出ともに男性より少ないが、特に転出が少ないために転入超過が大きくなっており、女性のUIJターンの少ない様子がみられる。



資料：住民基本台帳の人口移動のデータ(日本人人口)に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

2018年5月 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律成立

(理念と基本原則) 国会および地方議会の選挙において、男女の候補者ができる限り「均等」となること、男女にかかわらず、政治を志す者がその個性と能力を発揮し、公職と家庭生活を両立できるようにすることをめざす。

(政党の努力義務) 政党には、女性候補者の擁立を進めるため、候補者数について目標を定めるなど、自主的な取り組みが求められる。



議会が積極的に新しい人材を招き入れる努力を！

選挙制度にも見直しが必要なのは？

選挙制度は法律事項だが、それぞれの議会が真剣に検討すべき時期なのではないだろうか？

将来的には選挙制度の選択制が導入される可能性もある。

地方議会選挙制度の歴史と現状

(1) 都道府県・政令指定都市議会

1878年 府県会規則

はじめて統一的な選挙制度を導入

行政区画(郡区、市制町村制施行後は郡市)を選挙区とする

人口を基準として、定数を配分(条文には明記されず)

完全連記制 半数改選制

1890年 府県制

直接公選制廃止(複選制)

1899年 府県制全面改正

直接公選制復活

単記制 全員改選方式 → 現行制度へ

2013年 公職選挙法改正

郡市を基準とする選挙区設定を断念

都道府県の裁量の余地が拡大



選挙区定数のばらつきが拡大 選挙権の不平等も問題

都道府県議会選挙区定数の分布

定数 (人区)	選挙区数 (区)	全体に占める割合
1	460	40.4%
2	343	30.1%
3	148	13.0%
4	82	7.2%
5	37	3.2%
6	17	1.5%
7	10	0.9%
8	9	0.8%
9	6	0.5%
10	6	0.5%
11	7	0.6%
12	3	0.3%
13	3	0.3%
14	2	0.2%
15	3	0.3%
16	2	0.2%
17	1	0.1%
合 計	1139	100.0%

地方議会選挙制度の歴史と現状

(2) 市区町村議会

1888年 市制町村制

等級選挙 完全連記制 半数改選制

1911年 市制町村制改正

単記制 全員改選方式

1925年 等級選挙完全廃止(町村会は1920年)

立候補制度採用(町村会は1943年)



定数の多い都市部では有権者の1%以下の支持でも当選可能。 指定席になりがちな選挙

選挙制度改革の論点(1)

二元代表制下の議会のあり方

戦後改革後も地方議会の選挙制度は変更なし

多数派形成の必要性があるのか？
議員は地域代表？ 個別利益の代表？

選挙区制の是非

誰がどのようにして選挙区を設定するのか？
地域の居住者には「共同の利益」があるのか？
選挙区画定にともなう実務上の困難

選挙制度改革の論点(2)

議員の多様性をどのように確保するか？

- 多様な人材の参加を促す選挙制度へ
- 被選挙権年齢の引き下げ
- 居住要件の緩和
- 立候補休暇制度／議員休職制度の導入
- 兼職制限の緩和
- 選挙運動規制の緩和

- 議員報酬の見直し
- 議会運営の改善
 - 通年会期制、夜間開催などの導入によって、議員活動と職業・家庭との両立を図ることはできないだろうか？

地方議会・議員に関する研究会報告書(2017年)

Ⅲ 都道府県議会議員の選挙制度

考えられる選挙制度

○原則： 比例代表選挙を導入するという考え方

＜考え方＞

- ・ 政策・政党等本位の選挙が実現される。
- ・ 一票の格差をはじめ、選挙区に関わる実務的諸課題（定数の設定、選挙区割りなど）を回避できる。
- ・ 現状、都道府県議会は政党化が十分に進んでいるほか、国政との連動性が期待できる。

○代替案： 特に地域代表性に配慮する必要があると考える場合

- A. 比例代表選挙と選挙区選挙の並立制
- B. 比例代表選挙と選挙区選挙の併用制
- C. 比例代表選挙で少数の選挙区を設置し、地域別名簿を採用

地方議会・議員に関する研究会報告書(2017年)

Ⅱ 市区町村議会議員の選挙制度

考えられる選挙制度

- (1) 政策・政党等本位の議会構成を促進する方向性
→ **比例代表選挙を導入するという考え方**
(中規模から大規模団体に親和的)
- (2) 現行の地域代表性に配慮しつつ、議員間のグループ化を促すとともに住民の多様なニーズを反映する方向性
→ **制限連記制を導入しつつ、必要に応じて選挙区設置を進めるという考え方** (小規模から中規模団体に親和的)
- (3) 現行の地域代表性を基本的に維持しつつ、有権者の情報コストの軽減や投票環境の変化を促す方向性
→ **単記非移譲式(現行制度)を維持しつつ、選挙区設置を進めるという考え方** (小規模団体における代替案)

② 住民の意見を政策決定に反映させるために 審議をどのように改革すべきか？

議会基本条例の制定など、議会改革に取り組んでいる議会は増えているのに、なぜか、住民からの信頼回復や投票率向上、なり手不足の解消などにはつながっていない。

なぜ、改革は住民に響かないのか？

議会基本条例などにもとづいて実行されてきた改革は大半が議事手続（審議の運営の仕方）の改革 → 住民の関心を惹かない。

議会改革は手段であり、その結果、政策決定がどう変わるかが重要。

二元代表制下の議会の役割

地方分権改革により、首長の権限が拡大され、チェックの重要性が増している。

議会はチェック機関としての使命を果たすべき

しかし、それだけで住民の関心を引き付けるのはむずかしい。



政策をつくる地方議会へ

議会は住民参加の回路として機能しているか？

地方議会は「唯一の立法機関」ではない。

自治体の「最高機関」でもない。

しかし、

地方議会こそ「住民参加」のための装置である。

それなのに、住民が議会を「迂回」する現状



行政監視・政策立案に向けて
議会と住民との協働が重要

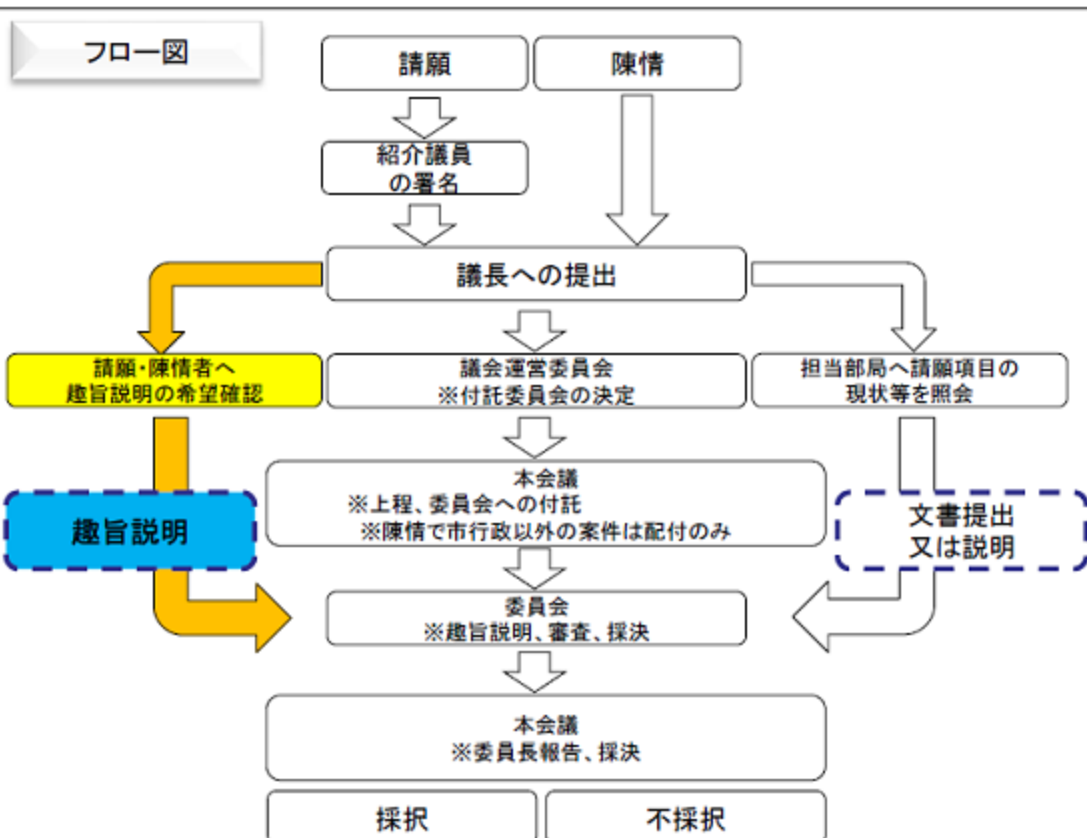
具体的に何をすべきか？

- 首長提案の精査と修正
公聴会の活用
- 政策条例
行政が軽視している問題の発掘機能
住民からのアイディアの活用～請願・陳情～
- 行政監視
行政監視の通年化と住民との協働
- 予算・決算審議の充実
監査委員との協力関係
予算・決算の連動

請願・陳情者の説明機会の設定（地方議会における自主的取組例）

○請願・陳情者の説明機会の設定

- 地方議会の自主的な取組として、請願・陳情を提出した本人が議会においてその趣旨を説明する機会を確保し、議会の審議の充実と住民参加の機会確保を図っている例がある。（神奈川県、新潟県、長野県須坂市、東京都町田市、大阪府大東市など多数で採用）



○ 地方自治法

第二百二十四条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第二百二十五条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

○ 標準町村議会会議規則

（請願書の記載事項等）

第八十九条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

傍聴者への発言機会の付与（地方議会における自主的取組例）

長崎県小値賀町議会 ～模擬公聴会～

○ 基本情報

- ・ 人口（平成27年国調） 2,560人 ・ 議員（平成29年10月1日現在） 8人

○ 取組の概要

定例会における一般質問後に、議会を休憩とした上で、傍聴者が意見・質問を述べる機会（模擬公聴会）を設定。

- ・ 町内回覧等により、模擬公聴会開催の旨と当日の案件（一般質問の内容）を事前に周知。
- ・ 一つの質問についてのやりとりが終わる毎に休憩とし、休憩中に議長から傍聴者に対して質問等の有無を投げかけ。
- ・ 質問に対しては、その場で執行部又は議員が回答。（意見・質問や回答は議事録には載らない）
- ・ 規則等の改正は行わず、運用により実施。

○ 契機

- ・ 「議会と語ろう会」（各種団体やグループなどを対象に、テーマを定めて議会とディスカッションを行う取組）において、要望があったもの。

○ 実績

平成27年

- ・ 6月18日（木）（夜間開催） 傍聴者47名 ・ 9月10日（木）（夜間開催） 傍聴者32名

平成28年

- ・ 9月12日（月）（夜間開催） 傍聴者18名 ・ 12月13日（火）（日中開催） 傍聴者17名

平成29年

- ・ 3月7日（火）（日中開催） 傍聴者4名 ・ 7月18日（火）（夜間開催） 傍聴者27名

○ 取組に対する効果と課題

- ・ 町民と直接やりとりを行うことができ、「開かれた議会」の実現に資すると考えられること。（町民から「議会の傍聴するのが楽しくなった」との意見あり。）
- ・ 町政に対する町民の理解が深まったこと。
- ・ 傍聴者が特定に団体に偏る傾向にあるため、幅広い層（特に若者）に町政に関心を持ってもらえるよう周知していくことが課題。



（実際の様子）

○ 地方自治法（抄）

第百十五条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第百三十条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

国会より地方議会のほうが有利な点が多い

特段の事情がない限り、4年間の任期が保障されている。

次の選挙までの4年間を政策形成サイクルにできる。

議会全体として、また、委員会ごとに、4年間で取り組むテーマを設定。

少なくとも理念上は、与野党対立が存在しない。

首長提案に対して、議会全体として是々非々の立場で臨める。

行政監視の活発化が期待できる。

③ 住民と情報を共有しているか？

住民の積極的な参加を求めるには、議会と住民が情報を共有することが大前提。

それぞれの議員が支持者の意見を聞いているだけでは不十分。

議会として、さまざまな住民から、政策提言や行政監視のアイデアをもらうべき。

「顔の見える」長vs.「顔の见えない」議会では、議会無用論に対抗できない。

どうすれば、議会を住民の目に見えるものにできるだろうか？

よい仕事をして、住民に伝わらなければ意味がない。

情報「提供」ではなく、「共有」を

- 会議録以外の情報を整理し、伝える努力
インターネットを活用するのはよいが、
重要なのはコンテンツ！
会議録は読んでもらえないと心得るべし
- 通年会期制による審議のスケジュール化
住民にとってわかりやすい活動
- 情報共有により政策のサイクルを作る
新たな参加、アイディアの提供を促す

議会と住民とのコミュニケーションの場（地方議会における自主的取組例）

北海道浦幌町議会 ～まちなかカフェDE議会・まちなかおじゃまDE議会～

○ 基本情報

- ・ 人口（平成27年国調） 4,919人
- ・ 議員（平成29年10月1日現在） 10人（うち女性議員1人）

○ 背景

議会の活性化の中で実施した住民アンケート調査において、「議員と住民との距離が遠い」、「議員に伝える場がない」などの意見があったことを踏まえ、議員が住民とふれあい、意見交換できる場を設けることを決定。

○ まちなかカフェDE議会・まちなかおじゃまDE議会の概要

まちなかカフェDE議会は、スーパーの一角などにカフェコーナーや議会制度等に関する展示を設置し、来訪した住民が、気軽に議員と交流することができる場を設ける取組。合わせて、住民アンケートを実施し、住民の声を政策へとつなげていくことを目指す。

まちなかおじゃまDE議会は、議員が、各種会合や小学校を訪問し、意見交換等を行う取組。

○ 開催実績

・ まちなかカフェDE議会

日時	場所	訪問者数
H28.3.6(日) 9:30-15:00	中央公民館	10人
H28.5.14(土) 10:00-15:00	フクハラ浦幌店 (スーパーの一角)	10人
H28.8.6(土) 10:00-15:00	フクハラ浦幌店 (スーパーの一角)	18人
H28.11.5(土) 12:00-18:00	教育文化センター	10人
H29.3.5(日) 9:30-12:00	中央公民館	20人
H29.5.20(土) 9:30-12:00	教育文化センター	11人

・ まちなかおじゃまDE議会

日時	場所	訪問者数
H28.11.20(日) 10:00-12:00	浦幌消防署	15人
H29.2.10(金) 13:00-13:45	上浦幌会館 (上浦幌小学校児童)	8人

○ 成果

まちなかカフェDE議会における住民の意見やアンケート調査の結果を踏まえ、議会から町長に対して、政策提案書「安全・安心なまちづくりを目指す防災体制」を提出するなど、具体的な政策化につなげている。



まちなかカフェDE議会の様子



議会に関する展示



浦幌消防第1分団と議員のなり手不足について意見交換

住民参加活性化のカギは 争点の明示と目に見える効果

一方的に話を聞くだけでは参加の意欲がわからない。

→ 議会報告会を開催しても参加者が減少

意見を述べてもどう活用されているのかわからない。

→ 住民からの意見が出てこない。

議論の争点を理解しやすくする議題設定が重要
これから議会で審議する問題について意見を聴く。

政策サポーター制度（地方議会における自主的取組例）

長野県飯綱町議会における取組

○ 基本情報

- ・ 人口（平成27年国調） 11,063人
- ・ 議員（平成29年10月1日現在） 13人（うち女性議員3人）

○ 背景

- ・ 議会の政策立案能力を向上させ、長に政策提案のできる議会力・議員力の向上や議会と住民との協働による政策づくりを目指して創設。
- ・ 同時に、住民が政策サポーターとして政策的議論に参加することを通じて議会活動に関心を持つことで、政策サポーターの中から議員のなり手が出てくることを期待。

○ 政策サポーター制度の概要

- ・ 常任委員会・全員協議会等で議論をし、議会において2つのテーマを決定。
- ・ テーマの概略を議会報に発表し、政策サポーターを選任後、常任委員長を座長として、政策サポーター会議において議員と住民で議論を重ねる。
- ・ 1テーマにつき7～8回程度議論を重ね、提言書にまとめ、議会から町長に対して実現を求めていく。

○ 政策サポーターについて

- ・ 定数は20名以内とし、公募又は議員推薦の者の中から議長が委嘱。飯綱町内在住か否かを問わない。
- ・ 任期は、委嘱時から当該政策サポーターにおいて議論されるテーマの政策提言が完成するまでの間。再任はしない。
- ・ 議論のほか、議会及び長の政策について意見を提言、住民の意見の聴取、アンケート、調査事項への協力等
- ・ 謝金は、3,000円／回。

○ 実績

- ・ 「行財政改革」、「集落機能の強化と行政との協働」、「飯綱町における高齢者の新しい暮らし方」などこれまで6テーマについて政策サポーター会議を実施し、延べ43名の政策サポーターが参加。
- ・ 平成26年6月に政策サポーター会議において「集落機能の強化と行政との協働の推進のための政策提言書」がまとめられたことを受け、同年9月に議員提案により、「集落振興支援基本条例」を制定。
- ・ 平成29年10月22日執行の飯綱町議会議員選挙では、政策サポーターの中から新人2名が立候補し、いずれも当選。
（政策サポーター出身者の前職1名も再選したため、同選挙後の議会構成における政策サポーター出身者は3名となった）

報告書の作成・公開

委員会報告書

まとまった活動や調査を行ったら、
報告書を作成するのが常識ではないか？

議会報告会レポート

成果を出席できなかった住民に伝える。

報告書には何を書くべきか？

広報にとどまらない「使える」報告書
行政情報の共有化

完成した報告書はホームページで公開する。

DOSSIER

Virginie Duby-Muller est Députée, et Vice-présidente du Département de la Haute-Savoie en charge des Affaires européennes et de la Coopération transfrontalière. Éluë sur le canton de Saint-Julien-en-Genevois en binôme avec Christian Monteil, elle connaît particulièrement bien les problématiques des frontaliers et intervient régulièrement sur cette question à l'Assemblée nationale. Contexte démographique, évolution des rythmes de vie, mobilité et déplacements pendulaires, Virginie Duby-Muller répond à nos questions sur le covoiturage transfrontalier.

Virginie Duby-Muller

n Pourquoi le Département

alors que différentes solutions

n Comment convaincre les



“ Proposer des alternatives crédibles, c'est le rôle des élus du Département. ”

議員の「見える化」 それぞれの議員に焦点をあてる議会公報の工夫

フランス・オートサヴォワ県議会の例

phénomène de l'autosolisme, à travers un service gratuit et facile d'utilisation, tant pour le grand public que pour les entreprises.

n Quel est l'intérêt de travailler de part et d'autre de la frontière sur cette question,

lesquels ne s'arrêtent pas à la frontière ! C'est précisément notre responsabilité d'élus de proposer des alternatives, de trouver des financements, d'avoir de l'ambition pour nos territoires et de savoir mettre en commun nos différentes ressources, pour proposer une offre de service plus large.

d'économies par an- mais aussi de temps, de stationnement, en convivialité... En réalité, il suffit souvent de lever les freins au covoiturage pour changer ses habitudes, et les retours que nous avons des usagers haut-savoyards montrent que les choses se font assez naturellement. n

En direct du Co
Entretien

社会教育の場としての議会

「議員力」だけでなく
「住民力」の向上も重要

これからの日本にとって
政治教育・有権者教育の充実は不可欠
地方議会こそ、最適な場ではないだろうか？

小学生・中学生の見学
社会科教育との連携
一般市民の傍聴と参加



ご清聴ありがとうございました